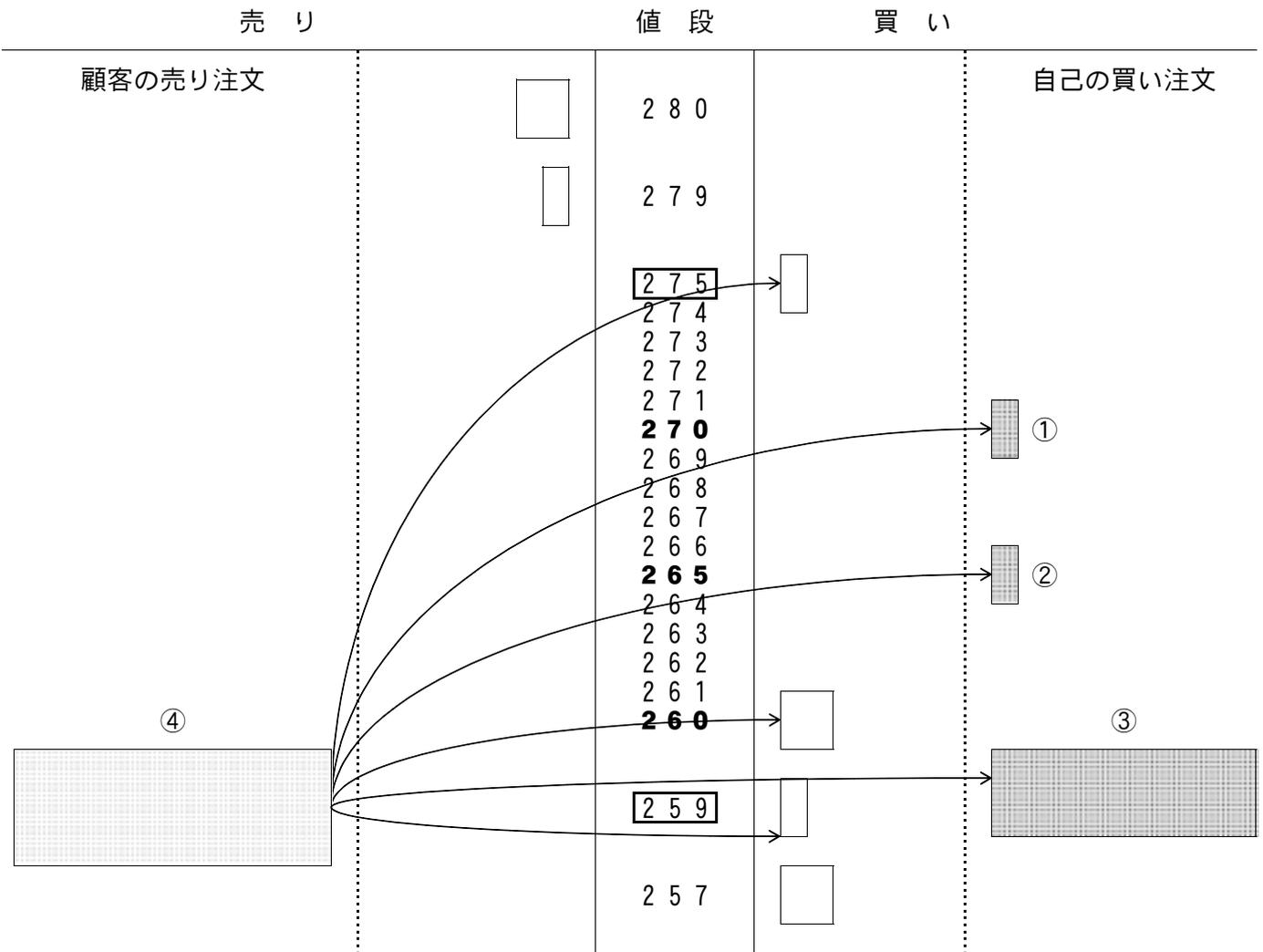


○作為的相場の形成状況



(注) 取引所立会内売買のルールでは、取引価格の継続性の観点から、直近約定価格から更新値幅（当該銘柄では5円）の範囲内の価格でないと即時に売買が成立しないこととしており、その値段を超えてしまう場合には、新たな注文を呼び込むため「特別気配」の表示を行うこととしている。その後、新たな注文が入らずその特別気配値段で売買が成立しない場合には、5分間隔で特別気配を更新し、徐々に売買が成立する価格に近づけていき、売買を成立させることとしている。

【取引経過】

- (1) 当該銘柄は、13:48に275円で約定した後、買付注文の最も高い値段は275円（その下は260円まで無い状態）、売付注文の最も低い値段は279円となっていた。
- (2) このような状況の中、14:30ころ、当社は顧客から他の銘柄の株式の買付けと共に当該銘柄30千株の売付けの依頼を受け、当社ディーラーは、当該銘柄の板の状況からみて259円なら自己で買ってもよいと判断し、当該売付注文を259円で受託することとした。そして、当社ディーラーは、当該価格で当社自己勘定の買付注文と顧客の当該売付注文を対当させ即時に約定させるために、当該銘柄の株価を引き下げる目的で、売特別気配が表示され売買が停止することを回避することのできる①②の自己の買付注文各1千株を14:43に続けて発注。
- (3) 上記(2)の自己の買付注文により、顧客の259円の売付注文を発注しても特別気配が表示されるおそれが解消されたため、当社ディーラーは、顧客の注文に対当する自己の買付注文③259円24千株（板の状況から当該株数で足りることを確認済み）を14:43に発注し、その後に顧客の売付注文④259円30千株を14:44に発注することで、275円であった株価を14:45に259円まで引き下げた。その後、この値段が終値となった。